# 令和7年度 羅臼町国民健康保険事業計画

# 1. 基本方針

国保事業の適正かつ安定的な運営と財政健全化を図るため、財政運営の中心的な役割を担う北海道と一体となり、資格の管理や国保税収納対策、保険給付等の国民健康保険事業を実施するとともに、第3期データヘルス計画に基づく各種保健事業を効果的に実施し、被保険者の健康の保持増進を図ることとする。

## 2. 主要事業

令和7年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策の推進
- (2) 適用適正化対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発活動の推進
- (6) 国民健康保険税の平準化の推進

### 3. 主な取り組み

#### (1)収納率向上対策の推進

#### ①徴収体制の強化

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、担当課と連携を図り対応する。 北海道が示す 「国民健康保険料(税)収納対策事務ガイドライン」に基づき収納事務を実施する。

## ②口座振替の推進

新規加入手続き時や住民周知のあらゆる機会に、口座振替の推進を図る。

## ③悪質滞納者対策

自主的な納付が見込まれない、また再三の納税相談に応じない等による事案については、担当課と連携の下、滞納者の財産調査を行い差し押さえなどの処分を執行する。また、高額滞納者や難解な案件など、対応に苦慮するものについて、公平な徴収事務をより進めるため、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ徴収事務を移管の上、連携を強化し滞納税額の圧縮に努める。

#### ④特別療養費支給対象者への通知等

昨年12月の制度改正により短期保険証が廃止されたことに伴い、滞納者は7月一斉更新から特別療養費支給対象者となる(窓口10割負担)。対象者へは事前の通知が必要となり、収納担当課と連携し、納税相談に確実に結び付け、納税を促す機会とする。

## (2)適用適正化対策の推進

#### ①資格の適正化

オンライン資格確認等システムにより、適正な被保険者資格の適用に努める。引き続き、マイナ保険証への移行の勧奨等、被保険者への周知等を実施する。

マイナ保険証を保有しない被保険者へは、資格確認を行い「資格確認書」を交付する。

## ②居所不明被保険者実態調査

居所不明者の実態を調査し、必要に応じて担当課と協議し、職権削除の処理を行う。

#### (3)医療費適正化対策の推進

#### ①医療費通知の実施

医療費の適正化対策の一つとして、被保険者が受けた医療についての費用を再認識してもらうために、2か月ごとに年6回、医療機関名や費用額等が記載された通知書の送付を行う。

#### ②ジェネリック医薬品の普及促進

被保険者証の更新時や異動等の届出時に後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望シール等を配布し、利用の促進を図る。また、被保険者に対して、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の自己負担軽減額の通知(差額通知)を年2回実施し、利用促進を図る。

### ③第三者行為求償事務

交通事故など第三者から受けた傷害などの治療費は、原則として加害者が負担すべきものであることから、求償事務を委託する国保連合会と連携し、被保険者からの届出やレセプトからの把握のほか、個別に照会するなど適正な把握及び処理に努める。

#### (4)保健事業の推進

### ①特定健診・特定保健指導

「羅臼町第4期特定健康診査等実施計画」及び「第3期羅臼町国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき適切に実施する。

#### ア 特定健康診査

特定健康診査を無償化し、土・日開催の総合健診(特定健康診査とがん検診のセット健診)、 平日の個別健診など多様な受診の機会を引き続き提供し、総合健診時の託児や送迎の実施な ど受診しやすい環境を整える。

未受診者への対策として、北海道国民健康保険団体連合会が実施する「特定健診受診率向上支援等共同事業」に参加するほか、電話や訪問などでの個別勧奨を行い、受診につなげる取組を実施する。

## イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者の階層化を行い、保健師・栄養士が特定保健指導を実施する。

#### ②重症化予防事業の実施

データヘルス計画に基づき、生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、特定健康診査の結

果、生活習慣病が疑われる医療機関未受診者への受診勧奨及び、知床らうす国保診療所と連携し、治療中であるが、コントロール不良者等への保健指導を強化する。

## ③受診行動適正化指導

レセプトデータ等から医療機関への重複・頻回受診者、重複服薬者を特定し、適切な指導を行う とともに改善を図る。

## ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の保健事業と一般介護予防事業(通いの場)や生活支援事業等の介護予防の一体的な 実施に向け担当課と連携を図りながら、生活習慣病の重症化予防、フレイル対策等、被保険者の 状況に応じたきめ細やかな支援を実施する。

## (5)広報啓発活動の推進

#### ①町広報誌の活用

町広報誌に国民健康保険の加入・喪失等の各種届け出、昨年度に引き続き、被保険者証の廃止に伴う各種情報提供、保険税率の公表、特定健診等、国民健康保険に関する記事を掲載し、制度の周知・徹底を図る。

#### ②パンフレットの配布

被保険者証の更新時や納付書発布時に、国保制度の概要についてのパンフレット等を同封し、制度の周知を図る。

### ③インターネットの活用

町のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。

# (6)国民健康保険料平準化の推進

#### ①保険料率の統一について

全市町村の保険料率が将来的に同一となるよう、保険税の算定において、北海道が示す標準保険料率での算定を継続して行う。